

大仙市物品調達及び役務の提供を受ける契約における
市内業者優先発注等に係る実施方針

令和2年8月19日市長決裁

1 目的

本市の物品調達及び役務の提供を受ける契約において、市内業者の受注機会の確保及び市内業者の育成を図るため、市内業者優先発注等に係る実施方針を定めることにより、適正な競争原理の下、公平性を確保した上で、市内業者への優先発注及び市内産品の活用を推進することを目的とする。

2 適用対象

本市の全部局の物品調達及び役務の提供を受ける契約（建設コンサルタント業務等を除く）を実施方針の適用対象とする。

なお、建設工事及び建設コンサルタント業務等については、大仙市入札契約資格等審査実施要綱（平成21年大仙市訓令第7-1号）、「大仙市入札参加有資格者の等級格付に関する基準」等により市内業者優先発注の取組を既に進めていることから、実施方針の適用対象外とする。

3 業者の区分及び定義

区分	定義
市内業者	次の（1）又は（2）のいずれかに該当する事業者 （1）大仙市内に本店その他の主たる営業所（以下「本店等」という。）を有する事業者 （2）大仙市外に本店等を有するが、大仙市内に支店その他の従たる営業所（以下「支店等」という。）を有し、その支店等に見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領、その他契約履行に関する権限が与えられた者（以下「受任者」という。）がいる事業者
県内業者	秋田県内に本店等又は支店等を有する事業者で、上記区分の「市内業者」以外の事業者（支店等の場合は受任者がいること。）
県外業者	上記以外の事業者

4 市内産品の定義

大仙市内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであって、ふるさと納税に係る指定制度の運用における地場産品基準（平成31年総務省告示第179号第5条）の第1号から第5号まで及び第7

号のいずれかに該当するものとする。

5 実施方針

適用対象案件において、競争入札又は随意契約といった契約方式にかかわらず、原則として、市内業者を選定する。ただし、雇用の確保等地域経済への貢献度等を踏まえ、選定要領に沿って順次対象を拡大するものとする。また、市内産品の優先活用を可能な限り推進する。

対象	選定要領
物品調達（印刷製本を含む。）	<p>(1) 原則として、市内業者を選定する。</p> <p>(2) 市内業者では対応できないとき又は市内業者だけでは競争性が確保できないときは、業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、県内業者、県外業者の順に対象を拡大するものとする。</p> <p>(3) 市が行う各種行事の記念品等の発注に当たっては、可能な限り市内業者を選定し、市内産品を活用するものとする。</p> <p>(4) 印刷を主たる業務としていない業者に、企画又はデザインとあわせて印刷を発注する場合は、可能な範囲で分離発注することにより、市内業者の受注機会の確保を図る。</p>
建設コンサルタント業務等委託以外の業務委託及びその他の契約	<p>(1) 原則として、市内業者を選定する。</p> <p>(2) 履行実績のない業務等で市内業者では対応できないとき又は市内業者だけでは競争性が確保できないときは、業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、県内業者、県外業者の順に対象を拡大するものとする。</p> <p>(3) 施設維持管理等を定期的に発注している業務委託等で、県内業者又は県外業者と契約しているもののうち、「大仙市分離・分割発注に関する取扱要領」に基づき分離・分割発注を行うことが可能なものについては、契約更新の際に市内業者への発注に努める。</p>

6 選定する業者数

選定する業者数は、大仙市財務規則（平成17年大仙市規則第61号。以下「財務規則」という。）の規定により指名競争入札の場合は5人以上、随意契約の場合は見積書の徴取を2人以上（ただし、財務規則の特例規定に基づき見積書の徴取を1人以上又は省略することができる場合を除く。）としている。財務規則で定められている業者数に達するよう実施方針に沿って選定を行う

ものとする。

なお、市内業者へ優先して発注することは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2に規定する随意契約の理由とはならないことに留意する。

7 発注理由の確認

財務規則第113条に基づく随意契約において、各課等が市内業者以外の者に発注するときは、その理由を決裁書類に記載し、決裁権者等は、その理由を確認するものとする。

8 指定管理者への市内業者の活用等に向けた協力依頼

(1) 市内業者の受注機会の確保

指定管理者制度において、管理業務の目的を損なわない清掃、警備等の業務で、あらかじめ市が承諾した業務の一部を再委託する場合の事業者の選定は、可能な限り市内業者に配慮するよう、施設の所管課は、指定管理者に対して協力を求めるものとする。

(2) 地域住民の雇用及び市内業者からの資材等の調達

指定管理者制度において、必要な管理運営業務に従事する職員については、可能な限り地域住民の雇用に配慮するよう、施設の所管課は、指定管理者に対して協力を求めるものとする。

また、管理運営業務を行う中で、指定管理者が必要と認める資材等の調達に当たっては、可能な限り市内業者から調達し、市内産品を活用するよう、施設の所管課は、指定管理者に対して協力を求めるものとする。

9 実施方針の解釈と運用

(1) この実施方針は、関係法令等の遵守及び予算の適正な執行の観点を踏まえた上で、契約の目的の達成のため、合理的な範囲で発注方法を見直し、市内業者の参入の余地を考慮する契機とするものであって、県内業者又は県外業者を本市の公共調達から排除することを目的とするものではない。

また、この実施方針は、市内業者の受注機会の確保を目的とするものであり、市内業者が本市の全ての公共調達契約を受注することまでを目的としたものではない。

(2) この実施方針の運用に当たっては、市内業者の受注機会の確保及び市内業者の育成に努めるとともに、市内業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

10 検証及び見直し

実施状況については、大仙市入札契約資格等審査委員会において、毎年度、市内業者への件数ベースでの発注率を業種ごとに取りまとめ、これを検証することにより実効性を高めていくものとする。

また、実施状況の検証結果等を踏まえ、必要に応じて、この実施方針の見直しを行うものとする。

附 則

この実施方針は、令和3年4月1日以降に指名通知又は見積依頼を行う契約から適用する。なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約にあつては、履行開始が令和3年4月1日以降のものから適用する。